

2013年12月5日 被ばく労働関係省庁交渉議事録

原子力規制庁放射線対策課 斎藤

消防庁特殊災害室 中越

防衛省 片岡

経済産業省資源エネルギー庁 相部

厚生労働省 安井

宮寺

大臣官房地方課労働紛争処理業務室 秋山

厚生労働省安全衛生部安全課 磯崎

安全衛生部労働衛生課 宇野

厚生労働省労働基準局補償課 井上

飯田：衆議院議員の阿部知子先生がご出席されていますので最初にご挨拶をお願いします。

阿部：省庁交渉を準備された皆様とご参加の担当部署の皆様お疲れ様です。私も昨日、理念的なところだけ、福島原発事故の国の責任体制、特に被ばく管理における責任をさらに一歩も二歩も進めないとなれば今後の作業員の確保も含めて難しいのではないかという事で質問をしました。日頃から、省庁交渉の皆様はもっと深掘りして色々な問題について質疑を重ねていると思います。そうした中で1つでも労働安全行政が前に進むように省庁には取り組んで頂きたいと思います。

飯田：それでは早速はじめていきたいと思います。まず項目の、4、6、3、8、9という順番をお願いします。

斎藤：原子力規制庁放射線対策課の斎藤です。4の①ですが、法令というものは各省の所管に基づいて法制度が設けられているものですので、法制度の改正にあたっては各省庁の判断によるところになります。

中越：消防庁特殊災害室の中越と申します。消防隊の法制度上の労務管理の形としましては、消防隊は市町村消防になっていますので、消防職員は地方公務員になっています。地方公務員は一般的な労務管理は労働安全衛生法の体系に則ることになります。原子力災害の時とか、放射線災害の時とかの労務管理としては原子力災害対策指針の中で述べられているような防災業務従事者のものも参考にしながらやっています。各労務管理というのはそれぞれの所属の消防本部がする形になっていますが、消防庁として消防隊の安全管理を

できるだけきちんとやる必要があるという事でガイドラインを示しています。原子力施設等における消防活動対策マニュアルを従来から持っていて、その中で被ばく管理とかについても法令に則った形等を参考にしながら載せています。消防隊の安全管理について徹底してやってもらうという事は重要だと考えています。そういうものを使って各消防本部で教育面もおこなってもらいたいという事で働きかけをしています。

片岡：続きまして防衛省の片岡です。自衛隊員について説明します。放射線障害を防止する緊急作業に従事する自衛隊員の線量の考え方ですが、限度とか健康診断の内容については、我々は国家公務員ですので一般職国家公務員の線量限度、健康診断の基準を準用する形で内部の規則は定めています。その理由ですが、私たちは特別職の国家公務員ですので、一般職公務員を対象にした人事院規則にあります線量限度ですとか健康診断の内容、線量管理の内容とかを直接適用にならないところですが、人体に対する放射線の影響は差異があるところではございませんので現行法令下における線量限度の基準と同様の基準を採用して自衛隊員についても適用しています。

飯田：②の方は規制庁さんで何か追加はありますか。

斎藤：特にありません。

飯田：厚労省はここについては回答なしという事だったんですがコメントありますか。

安井：厚生労働省の安井と申します。消防・警察のような地方自治体については地方公務員法と自衛隊については自衛隊法でございますので、そちらで対応するという認識をしています。

飯田：次は6について厚生労働省からお願いします。

安井：①ですが、労働者の安全と健康の確保と申しますのは当該労働者を雇用する事によって経営上の利益を得る事業者には責任を法律上課してございまして、労働安全衛生法上でもそういった考え方に基づいて事業主に義務を課してございます。東京電力福島第一原発の収束に向けました作業に関しましても同様で、関係法令に基づきまして事業者には責任を負って頂いていることとなりますので、事業者としては法令上の線量管理をきちっとやって頂くということですが、それをより確実に実施するための民間の取り組みとして放射線管理手帳を運用していると承知をしております、厚生労働省としてもこの取り組みは望ましいと考えています。

小川：②と③について労働衛生課の小川が回答します。労働安全衛生法の管理手帳の交付対象としましては業務起因性が明確なもの、例えば当該業務従事労働者について業務に関連する物質の取り扱い等による疾病の発生リスクが高くて、その疾病の発生が疫学的に一般の人と明らかに優位の差があり、かつ今後も疾病の発生が予想される業務を対象にしてきている経緯があります。対象業務の決定については医学的所見などを総合的に勘案して、専門家の検討を経て順次おこなっているというところです。放射線業務に従事するものについては労働安全衛生法および電離放射線防止規則によって5年で100ミリシーベルトの被ばく限度を超えないようにするというのが事業者には義務付けられていますので、この被ばく限度はICRPの勧告に基づくものですので、当該被ばくの量においてはガンそのほかの重度の健康障害を発生するリスクが一般の人に比べて明らかに有意な差があるとした知見というのは現状得られていません。放射線作業については法令に基づく被ばく管理を徹底している限りにおいてはガンその他の重度の健康障害の発生リスクが高くなることは無くて、晩発性疾患の発見を目的とした健康診断の実施の必要性は薄いと考えています。このため放射線作業に従事する労働者の健康障害防止のためには法令に基づく被ばく管理を徹底させるのが重要と考えていますので、今後も徹底させたいと考えています。

相部：経済産業省資源エネルギー庁の相部と申します。経済産業省としましては廃炉措置の福島第一原発の中長期のロードマップというのを策定いたしておりまして、放射線管理については非常に重要であると認識しています。特に敷地内で働く作業員の方の作業安全管理であるとか、放射線管理、健康管理については過酷な状況の中で少しでも働きやすい環境を整備するように継続的に取り組むように定めています。その進捗を定期的に確認しています。具体的には休憩所の拡充整備であるとか、防護装備の適正化、個人線量管理の確実な実施、医療体制の継続的な確保など労働環境の改善に努めています。加えて、先般11月8日に東京電力の方で緊急安全対策というものを発表しまして、安全品質管理のためのマネジメントとか安全品質管理部門の組織・要因の強化、さらには他の部署からの配転、他の電力会社からの専門的な人員の受け入れ、さらに労働環境の改善に特化した専門スタッフの設置などを加えた対策を打ち出しています。廃炉は今後十数年かかると言われていますが、そういった事を確実に進めるためにはこういった作業員の方の放射線管理が非常に重要であると考えています。最近で言うと経済産業省の赤羽副大臣が議長を務めております現地調整会議というものが毎月ありますが、現場の関係者からの色んな声を吸い上げて作業員の方が抱える健康に対する不安の解消であるとか、労働環境の改善を含めた必要な人員が適切に確保されるよう引き続き東京電力を指導していきたいと思っております。

飯田：次に項目3を経産省からお願いします。

相部：先ほど厚生労働省の方からご説明頂いたとおり、法令に基づいた対策は引き続き東

京電力に対して厚生労働省と指導をしていきたいと思えます。

飯田：あと具体的な要員確保の見通しですとか、そういった点もお願いします。

相部：先ほど触れたんですが、廃炉措置に向けた中長期ロードマップを政府として取りまとめていまして、これまで2回の改訂をしています。最近で言うと、今年の6月に改めて進捗に応じて改訂をしています。一番新しいロードマップによりますと、第1号機から第4号機まで、これまで掲げられていたものに加えて各号機ごとに作業工程を見直しましてそれぞれで何がいつまでに必要かと詳細に定めています。特に4号機の使用済み核燃料プールからの燃料の取り出しというのを本来であれば今年の12月から予定していたんですが、11月から前倒しで実施しています。敷地内に1日にだいたい3000人程度、作業をしています。労働環境の改善であるとか、健康管理であるとか、放射線管理、作業現場の安全管理を東京電力に対して進捗を確認しています。さらに、一時期ヒューマンエラーが生じたトラブルがいくつかありまして、そういった事が引き続き起こらないように抜本的な対策を11月の8日に発表していますが、そこには作業員の方の休憩所・食堂、給食センターを近くに作ったとか、かなり大型の建物を作って休憩所を増やしたり、要因の確保が滞りなくおこなえるように専門的な技術がある方とか、そういった事を関係各所に要請して、さらには賃金の形でも労務費の割増を増やしたり、色んな対策をしています。これが十分ではありませんので今後も対策として打ち出していきたいと思っております。

飯田：③の労働条件等の一元化については。

相部：法令に基づいた取り組みというのはコメントを差し控えたいと思えます。

飯田：では厚生労働省からコメントを出来る範囲でお願いします。

安井：1つ目ですが、労働者の安全と健康の確保は労働者を使用して経営利益をあげている事業者には責任を課していますので、労働安全衛生法におきましてはまず被ばく線量記録を事業者で記録して30年間保存することを義務付けております。定期的に結果を労働者に通知するというのも義務付けています。雇入れ時に過去の被ばく歴を調査することも義務付けていますので、法令が順守されていれば適切に線量管理がおこなわれます。したがって法令に基づく被ばく線量管理を徹底させることが重要であると考えていまして、厚生労働省としては法令が順守されるように労働局と所轄の監督署を通じて引き続き関係の事業者を指導しているところです。

宮寺：③の偽装請負違法派遣の排除という点から回答させていただきます。厚生労働省としましては労働者派遣法などの関係法令違反の恐れがある事案を把握した場合には速やかに調査に着手し、違反の内容に応じた行政指導・行政処分をおこなっています。事案の把握については定期調査のほか、労働者の方々からの情報提供、新聞記事等さまざまな機会を捉えておこなっておりまして、特に労働者の方々からの情報提供があった事案につきましてはその内容なども踏まえまして定期調査に優先して調査をおこなっています。いま申し上げた労働者の方々からの情報提供につきましては通常の定期調査では把握できない具体的、そして詳細な内容も多々含まれておりまして、労働者派遣法等の違反を認定するために有用な情報が含まれているケースがあると認識しています。そのため、こういった情報提供を頂くことを一層促進するために連絡先等を掲載したリーフレットを作成しまして全国の労働局、ハローワーク等で配布しています。多くの事業主、労働者の方に派遣法等の法令を正しく理解して頂くことが必要になりますので、関係者の方々を集めての周知活動を実施しています。違反事業主への指導・処分等の厳正な対応、法令等の制度の周知徹底を柱として取り組んでまいります。

飯田：次は8のメンタルヘルスについてですが。

相部：メンタルヘルス対策に関してですが、アンケート調査が非常に有効であったとありますが、これまでも3回、作業員の方に直接、いまの作業現場の実態であるとか、要望事項とかを調査をしております。そこの結果についてもそれぞれ要望事項を全て一覧にしまして、それぞれに対してどのように対策をしているかという事についてはホームページ等で回答するとともに、これからおこなうものについてはいつまでにという期限を区切ってやっていく方向です。さらには東京電力の相談窓口を設置しています。各相談事項によって複数の相談窓口、さらには東京電力社外の弁護士等の相談窓口も設置しています。作業のポスターとか、連絡先であるとかを休憩所とかに周知をしてやっています。

飯田：厚生労働省からは何かありますか。

安井：東京電力、もしくはその元請事業者もそうですが、労働者のメンタルヘルスについては事業者には義務がかかっています。そちらの方にご対応頂くのが適切と考えています。厚生労働省ではメンタルヘルスの指針等を示して、それで対応しています。

飯田：では、前半の最後になりますが、内部被ばくの評価について経産省さんからコメントをお願いします。

相部：経済産業省として東京電力に対して放射線管理という形で厚生労働省さんのご指導

を踏まえて適切におこなっているかというのを確認し、不適正なところがあれば指導していくことを徹底しています。特に汚染水の問題が深刻で、対策を打っていますが、そういった廃炉汚染水の対策がおろそかになることがないように、茂木経済産業大臣から広瀬社長に直々に指導していますので、個別に適宜指導していく方針で臨んでいます。

飯田：④は特に何かありますか？

相部：直接所管しているわけではないですが、国際基準に則った対策を打てるように厚生労働省さんともに対応していきたいです。

安井：①ですが、ホールボディーカウンターによる記録ですが、ICRPは天然の放射性カリウムの影響を排除する観点から内部被ばくの記録レベル—下限値—を定めていまして、これを1ミリシーベルトとしています。1ミリシーベルトから2ミリシーベルトの間で事業者が下限値を定めて、それ以下については記録をしないという扱いをしています。平成23年10月以降にスクリーニングレベル—これは、保守的な評価をしても1ミリシーベルトにしなければならないという数字—を定めています。もちろん何か優位な内部被ばくがあった場合についてはただちに厚生労働省に報告するように指導しています。②ですが、今年の7月の5日に厚生労働省で内部被ばくの再評価をおこなったところですが、その際に内部被ばくが認められて、例えば東京電力と元請の間に評価の乖離があるようなケースについては事業所の記録を全部確認しています。今回の内部評価の再評価においては、実際に放射性物質をいつ摂取したかわからない中でもっとも安全になるように、作業の初日に全部の量の放射性物質を摂取したという仮定で再評価していますので、このような形で対応しています。③ですが、7月の5日に東京電力が再評価の見直しの結果を発表している際に内部被ばくの評価方法—こののをホームページに掲載していますので、そちらの方を見て頂きたいと思えます。④ですが、WHOにつきましても内部被ばく評価について日本の評価について特段、指摘があったという認識はしていません。もう1つ、国連科学委員会の報告につきましても一定のコメントがあったわけですが、7月の5日にさきほど申し上げましたように最も保守的な評価になるような形で再評価をおこなっておりまして、現在の国連科学委員会では厚生労働省の再評価を踏まえた現在の報告書内容を検討中と聞いています。

飯田：前半部分の項目について回答を頂きました。ご質問があればお願いします。

川本：4の緊急作業の件はだいぶ継続してやっているんですが、今日も前回もちょっとわからなかったんですが、要請書の前書きのところで、6月に交渉したときに、放射線審議会の第2次中間報告がどうなっているかと言って、その時に北村さんは各省庁が中間報告の内容を検討するようになってきている段階になっているはずだと答えた方もおられるんですが、

今日の各省庁の話を聞いていると、「いや、そんなことは聞いてないよ」みたいな、今のままでいいんだというように聞こえたんです。規制庁の方は今日も、各省庁でやってもらうものと言って、中間報告の中身っていうのは今の法律では不十分だから改正しないといけないというところで、たしかに名称は第 2 次中間報告ってなっているんで最終報告ではないのかもしれないですけど、中間報告でまだ最終でないのなら最終報告を出すように放射線審議会ですらないとダメだし、あれが結論で各省庁ですらないと困るんですけどっていうなら各省庁がやらないと。そこが見えないんです。いかがですか。例えば、緊急作業の時は今のままでは不十分だと。法律を整備して、教育して、訓練して志願という事になれば厚労省の方なんかは、いや志願とか言われると、いわゆる指揮・命令下にある労働者の話じゃないですよっていうコメントがあって、唯一わかっている範囲です。厚労がやらないんだったら消防か自衛隊か警察かしかないですよ。それぞれが現存のものでそれ以上に動いていないんで良いんですか。

斎藤:放射線審議会は平成 23 年 1 月に公表した第 2 次中間報告なんですけど、こちらは ICRP の 2007 年勧告が出て、今の法例が 90 年勧告に基づいて作られているものなのですが、国際的に知見が変わった中で審議会というのは各省庁が放射線障害防止に関する技術的事項を定める時に諮問しなければならぬものとされていまして、2007 年勧告になった事で各省庁から諮問がされるだろうと。それに備えて 2007 年勧告と 90 年勧告の違いについて審議会の先生方なんかであらかじめ勉強しておきましょうという趣旨でやっているものなんです。これを受けて今のところ第 2 次中間まで出ているわけなんですけども、各省庁さんの中で審議会の考え方というのは出しているわけなので、これを受けてどう判断するかというのは各法令を所掌している各省庁の判断になると認識しています。

川本:そうすると、厚労省はうちは無理ですよって言うてる。それ以外の消防なり、自衛隊なりはそれでいいんだったら、防衛省がヘリコプターを飛ばすじゃ飛ばさんじゃという議論にはならないですよ。さっきの答えじゃおかしいんじゃないんですか。あらかじめ審議会の方で、もし何かあったらこういう風に言うよというところまで出してくれてるんだから、実際に事故が起きてしまったんだから、防衛なり消防がどうするかっていうのを検討しないとまずいんじゃないんですか？

飯田:防衛省さんが来ているので、あの時にヘリコプターを使って上から冷却をするというような措置も取ったわけですよ。実際に従事する自衛隊員の被ばく線量をどうするかというのは非常にシビアな議論をされたと思うんですけど、さっきは一般の公務員と違って特別職だからという事で同じように適用ではないけれども、被ばくにおいては一般職も特別職も関係ないわけだからというお話もされましたよね。緊急対応も含めて、今後、例えば 4 号機のプールで何か事故が起ってしまうとかいうような事が懸念される状況の

中で再びあのような事故が起こった時にきちっとやるような態勢はできているんですか？法令上の根拠も含めて。

片岡：防衛省でございますけれども、私どもも人事院規則の方で線量限度ですとか公務員が従事する際の志願の考え方でありまして、こういったところに則っておこなう事になりますので、制度が設定されれば私どもはそれに従わせて頂くところでございます。

川本：だから違うでしょう。あなたなみに第2次中間報告の該当部分は読んでいますか？それでも法律変えなくても、ガイドライン変えなくてもオーケーだって事ですか？じゃあ何ミリシーベルトまでいいですか？

片岡：私ども自衛隊員についての線量限度ですとか、こういったものは法律で定めているものでございませぬので、人事院規則を準用するという事で。

川本：だからその人事院規則が不十分だから第2次中間報告が出たのではないんですか？比べたら対応できてますか？今の人事院規則が。

片岡：人事院の担当ではないのでそちらの方につきましては回答できません。

川本：どこだったら私が聞いたような事は回答できるかわかりますか？

飯田：基本的に厚生労働省が所管している労働安全衛生法が適用されるわけだから。どこがやるわけですか。

川本：どこかがきっちり検討した結果、今のままでいいと言うんだったらわかるんですが、ここ2、3回同じ議論なんです。うちは違いますって。この質問に対してきっちり答えるべきところはどこなのかっていうところを調整してもらわないといけないう事ですか？

飯田：でも規制庁さんは各大臣っていうか、各所管庁に対して勧告する権限は持ってますよね？

斎藤：それがどの範囲でできるかっていうのはちょっとわからないんですが。

飯田：できたばかりだからそうかもしれないけれども、そこは規制委員会の田中さんもそういった緊急事態における対応をどうするかっていう事については検討しなければいけないっていうコメントを7月の段階でNHKの取材に答えているわけですよ。それから全然進

んでいないわけですね。もし同じような事態になったらどうするのかという事を誰しも懸念しているわけですよ。どこがやるのかって言ったら、今まで放射線審議会で行ってきた検討の成果があるわけですから、後はお任せねっていうわけにはいかないでしょう。そこを取り持つのが新たにできた規制庁の役割だし、規制委員会でしっかり勧告を出してもらわないと前に進まないと思いますよ。もう一回、同じようにヘリコプターを出して空中から冷却しろとかっていう話になってしまうのか、消防隊にお願いしちゃうことで東京消防庁にお願いして放水車を持ってくるのかといった話にはもうならないと思いますがいかがですか。あるいは、緊急作業時における被ばくレベルを急遽また 250 ミリにあげましょうかという話になるのか。そうならないようにしちゃう話ではありますが、そんな話をしてるわけではなくて、一回やった事を繰り返すべきではないと言ってるわけだから。規制委員に対して言ってくださいと我々は前回言っています。伝えてもらったと思いますが、同じような答えなんでそこは答えになってないですよ。

斎藤：規制委員会の先生も色々な考えがあると思うんですけども、こういった話があるという事は持ち帰らせて頂きたいと思います。

中村：被ばく労働ネットワークの中村です。3の③について厚生労働省の方にお伺いします。職安法違反とか派遣法違反っていうのが除染であれ、原発であれ当たり前のようになっているとと思うんですが、具体的な防止策はどのようにしているのかをお聞きしたいです。

宮寺：偽装請負ですとか、労働者派遣法違反については違反を犯す事業者自体が法例制度の不知から起こる事が多々散見されています。そのため、先ほども申し上げましたけれども労働者派遣法、職業安定法など関係法令に係る周知徹底をおこなうことがまずは重要と認識しています。今年の2月から3月にかけて、東電主催のJビレッジでの講習会に厚労省と福島労働局の職員が講師として参加し、説明をおこないました。その後はそれだけでは不十分だという指摘も頂きましたし、我々としましてもそれで終わりという認識はありませんでしたので、まず今年度は管内に原発施設を有する労働局を中心としまして関係者に対する集団指導を実施しています。実績としましては、本日現在で関係となる労働局が13ございまして、その内の11労働局が実施されています。また、幅広く法律の内容ですとか、違反の形態を理解して頂く観点からリーフレットを作成しまして、その中で相談先として各都道府県労働局、ハローワーク等の連絡先を掲載しています。そのリーフレットを作成しましてこの夏に全国の労働局等に配布をしまして各セミナー等で周知を図っています。

中村：それはわかりましたが、労働者の立場で言いますと、偽装請負であれ、派遣業者であれ、そこで雇用されて入る時に普通は元請さんによる新人教育なり、原発であれ除染で

あればさまざまな講習を受けるわけですね。そこで自分がどこに雇用されているのか、どこから賃金をもらっているのかって事を自ら労働者は書くわけです。そこで偽装がおこなわれているわけですね。見つからないって事は。最近の福島第一に限る労働案件をいくつかご紹介しますと、東電発注で元請が大成建設、1次下請が関電工、2次下請が関電工パワーテクノ、3次下請が村井電気工業、4次—ここから偽装請負—エステック、5次が高橋建設となっていて、高橋建設から雇用された労働者が賃金の未払いになっていると。だけど、福島の労基署は高橋建設に連絡してくださいましたけども、連絡がつかない。賃金を払うべき雇用主が見つからないという状態になっているわけですね。不思議なのは、原発に入る時に自分がどこに雇用されたか嘘を書かなければいけないんです。そうしないと自分の雇用が守れないってことですね。もう一点は、元請が東電環境、1次が大平電業、2次がTOP、3次が明星開発、4次が新興工業で、4次が偽装請負です。これはなんと、法人の登記もしていない会社であった。この相談は彼が退職した後に相談に来たんですが、雇用主から離職票をもらえない、雇用保険をもらえないっていう相談です。法人登記をしていませんから、雇用保険も払っていませんから、離職票も出せませんし、手続きができないわけですね。彼は3次下請の明星開発に所属しているという事になっていた。明星開発が雇用保険を支払っていた。しかし実際は雇用していませんから離職した事も知らない。これが普通ですよ、私たちのもとに寄せられる相談っていうのは。なぜ東電発注で、元請業者がいて、その責任で原発労働に入る時にきちんとした指導がおこなわれないのか、なぜ偽装されるのか。そこ抜きにやっていたらいつまでも変わらないんじゃないですか？求人ネットで今、福島第一原発15分から1時間の作業時間で1万6千円っていう求人がどんどん出ています。これどういう事ですか。危険手当1万円をあげるっていう話も出ていましたけど、15分の作業時間とか1時間の作業時間っていうのは福島原発の中でも相当限られますよね。でもそういうのが、何の法規制もなく求人募集を全国でかけられている。皆さん募集している。どうするんですか。変わってないじゃないですか何も。少し実行ある対策を考えてほしいんですけど。根っこは東電と元請なんじゃないの？君らがやってるのは偽装請負をちょっと指導するだけじゃん。だから他の対策を考えてほしいって言うの。

宮寺：偽装請負の違法認定調査にあたりましては、偽装請負かどうかというところのキーとなりますのが雇用主と指揮命令者が同じか否かというところが大きなポイントとなります。

中村：そんな事は聞いてません。

川本：こちらは③で提案してるわけですよ。中村さんが言われたとおり、労働条件を一元管理するように国がやるしかないんだとこちらは対案を出してるんだから。啓発活動とか

はやり尽してるわけでしょう。それでダメだから、申し訳ないけどたかだか 3000 人でしょう。1 日 3000 人でしょう。東電と元請と国がその気になったらそのくらいできますよ。その仕組みを作ればいいというのがこちらの案なんです。そういう相談が来なければいいけど来るから言ってるんじゃないですか。それについて教えてください。

宮寺：まず小さな話になってしまうかもしれませんが、先ほど申しあげました労働局での調査・指導の中で雇用主と指揮命令者が違うことが確認できた場合につきましては雇用主がどこであるかというところを確認していく中で基準法に基づく労働条件明示がきちんとされているか、あるいはケースによっては今もお話がありました危険手当の中間搾取の問題等々がありますので、その際には派遣担当の受給調整担当部門と監督署と基準部門が連携しながら対応をおこなっています。

中村：そんな事は聞いていないよ。

宮寺：いま頂いたご提言に関しましては、申し訳ないですが私の独断でここでできませんという事でお答えできるものではございませんので受け止めさせて頂いて持ち帰りたいと思います。

川本：事前に文書要求してるんだから持ち帰った結果を今日話してもらえないと困るんだよ。

参加者：昨年度でも今年度のもいいんだけど、立ち入り調査を何件したとか、免許の取り消しを何件したとかって言うのを書いてみればいいじゃない。そんなどっかの会館に集めてお説教垂れるだけでは何十年たっても偽装請負なんて無くなっていないってのは歴史が示しているわけでしょう。

中村：東電の労働者アンケートで雇用主がいないから、アンケート結果に 6 割近くの方が、自分が偽装請負会社に雇用されているようだというアンケート結果が出てますよね。それ以降、具体的な対策は全然こっちには届いてないのね。働いている人にも届いてないですよ。何も言われてないっていう人いますよ。6 割って事はほとんどの方が偽装請負の疑いが高いって事でしょう。入る時に元請さんの責任で新人教育をやるわけだよ。雇用主の前では嘘をつかないと働けないんだよ。こう言いなさい、こう書きなさいという状況でしょう。それをどうしたら直せるの？不適格業者とか暴力団業者を叩いたって何も無くないよ。山ほどいるんだから。

宮寺：24 年度の指導件数になります。24 年度で事業者単位になりますが、1 万 4153 件と

なります。原発という事で特化した数字はありません。全体の状況でしか取っていません。

飯田：この話題は、全国の偽装請負だとかの数字を回答してくれっていったるわけではないわけで、特に福島第一で、場所も決まっていて、入り口も決まっているところでの偽装請負の問題をどういう風に改善するかという事を提案し、回答を求めているわけですよ。

宮寺：偽装請負に係る数値というのは取っていないんです。1つは行政処分としまして今年度はおこなっておりまして、それは4月の、手もとに資料が無いんですが、たしか26日だったかと思います。長崎労働局で多重派遣に係る改善命令を実施しています。行政処分は1件のみです。

参加者：さっき、新聞とか労働者からの情報をもとに動くって言ってましたよね。それで動いたのって何件ありました？どこの会社ですか？

那須：労働者から情報があったら具体的にどんな事をしているのか教えてください。それで、それが何件くらいあるかを教えてください。

宮寺：あった場合にはさらに詳しく話を聞いた上で実態の確認というのが法違反にあたっては不可欠となりますので、就業現場ですとか、事業所に立ち入り調査をします。必要に応じては事業主と実際に働かれていた方々への聞き取りを複数回重ねまして、違反認定をしまして、その違反の内容によりまして行政指導ですとか行政処分の対応をしています。

参加者：実際にやった業者って言えますか？

宮寺：公表はあくまで行政処分の際でないと。

参加者：じゃあ、新聞から得てやったものは？どこですか？

宮寺：あくまでも行政指導の時点では個別の事業者については個別はしていませんので。

中村：件数は言えないんですか？

宮寺：労働者派遣法に基づく申告制度というものがございまして、そちらが受理件数という数値をとっています。平成24年度においては全国で87件となっています。原発ということで抽出はしていません。

飯田：ここでは全国でいくらありましたとかいう話をしてるわけではないですよ。

川本：東電のアンケートは経産なり厚労はもらってるんですか？あれは情報提供を受けていないんですか？もらってますよね。業者名書いてますよね。厚労には渡してないんですか？経産は。生もののデータを。例えば、誰が働いたとか書きますよね、そのデータを、その人が偽装請負だっているのを厚労に渡してないんですか。もらってないならもらわないとダメなんじゃないんですか？

飯田：国と国同士の連携だからそこはできるはずだよね。

川本：まずアンケートのデータももらってくださいよ。僕らが危険手当の事を言ったら、報道であんだけ上げた上げた言ってるくせに、詳しくいくらからいくらに上げたのかと質問したら、今後の契約に差し障りますからコメントできませんってですよ。新聞でかっこええことばかり言って結局、具体的に要求したら後は元請にやってもらいますからって言って回答しないんですよ。だから国がやってくれて言ってるんですよ。

参加者：だから一元化しろって言ってんの。3000人くらいしか行ってないんでしょう？たかだか3000人管理できないの？そうすれば偽装請負なんて出ないんだから。

飯田：今日、確認できることは、東電のやったアンケートについては今度12月にまとめて発表することになってますよね。そういった情報について必ず経産の方には行くわけですから、東電の報告させるわけですよ？

相部：結果自体は取りまとめた上で公表して、それを報告を受けるということになります。

川本：公表されたものより先のを求めてくださいよ。

中村：勇気もって書いたけど、何もやってくれないじゃん。

飯田：自由記入もあるわけだから、そこを見た上で指導の端緒にしていかないと国と国とのやりとりなわけだからそこはできますよ。そこをやってください。連携して、従業員のアンケート結果の生のものについて、偽装請負対策に生かしていくという事にしてください。

宮寺：我々としては端緒は問いませんので、どういったルートで入ったものであっても真摯に受け止めさせて頂こうと思っています。

那須：派遣法の事だけではないんですが、先ほど労働者からの情報提供を生かすというお話で、具体的に何をしているのかを聞いたんだけど、基本的に除染なんかの場合だと僕らが受けた相談の中でも、現場の安全の問題で、除染でマスクもまともに支給されていないと。業者に散々言ったけど出てこない。しょうがないので環境省に連絡をしたら、その日のうちに業者に連絡が入って、犯人探しをされて、その人はクビになってしまっているんですよ。組合入ってすったもんだがあったんだけど、形としては解決金を払って円満退職という形になっちゃってる。労働者が何か問題を訴えようとする、それはすぐそのままクビになる危険がある。みんなそれを恐れてる。だからなかなかモノを言えない。労働者からの情報提供って、それをもとに本人から詳しく話を聞いて事業所を立ち入り調査する。それ単に、いま言われたとおりにやっただけだと、すぐに誰が通報したかわかってクビになりますよ。そちらで色々手があるのかもしれませんが、もう少し配慮してやり方を考えて頂きたいと思います。僕なんかは、除染に関しては環境省と業者が一体となって現場の問題を全部握りつぶしていると把握してます。結果としてそう言わざるを得ないようなふるまいになってしまっているんです。少なくとも、この問題を通報した本人が守られるような最大限の配慮をさせて頂きたいので、次回で良いですから、具体的にどういう事をして労働者保護をしているのかを教えてください。

飯田：1部の方はここで区切ります。さっそく2部の方、1、2、5、7についてやりたいと思います。

秋山：1について大臣官房地方課労働紛争処理業務室の秋山が回答します。全国の都道府県労働局や監督署等に総合労働コーナーというものを設けておきまして、労働問題に関する相談を受け付けているところですが、原発作業員や事業者向けに特化したものではないですが、平成25年5月7日から福島労働局の相互労働相談コーナーにフリーダイヤルを解説しました。労働相談に関する相談があればこうしたフリーダイヤルを用いてご相談して頂ければと思います。

磯崎：厚生労働省安全衛生部安全課の磯崎と申します。2の①について回答します。東京電力福島第一原子力発電所の各種工事における労働災害防止をさらに強化するために平成23年の12月22日付けで安全衛生部長通達をもって東京電力株式会社及び元請事業者に対して安全衛生協議組織を設置する事などを要請しています。また、福島労働局に対して東京電力及び元方事業者の安全衛生管理対策の徹底について指導するように指示をしています。それを受けて福島第一原子力発電所では連絡協議会を設置して、各ブロックにおける作業状況に関する状況であったり、災害の発生状況その他の対策の共有をおこなうなど安全管理について協議をおこなっていると聞いています。一方、福島労働局では月一回、現場の

衛生管理体制を確認するために福島第一原子力発電所への臨検監督を実施しています。今後も労働災害防止のために必要な対策をとっていききたいと思います。

宇野：労働衛生課の宇野です。続きまして②についてですが、ご指摘の通達では原子力事業者が自らおこなう作業の一部を同一の場所において請負人におこなわせている場合には労働安全衛生法第 29 条の元方事業者に該当するとして、法例に定める元方事業者の短期請負人に対する指導が適正に実施されるよう講ずべき措置を具体的に例示するとともに、その職務を管理する者を選任することを行政指導として示しているものです。したがって、これらの指導は現行法の枠の中で対応できるのではないかと考えています。続いて 5 の長期健康管理についてですが、労働者の安全と健康の確保は当該労働者を雇用する事による受け入れ利益にも付随する主体である事業主がその責任を負うべきものです。このため、緊急作業従事者の長期的健康管理についても在職中は事業者がその責任を負うべきものとしております。その上で国が健康相談や離職者に対する措置、必要な援助等を実施しています。②ですが、現在も引き続き事業所に対する健康診断結果状況について提出するように依頼していますが、現時点では集計中のため本日回答する事はできません。③ですが、厚生労働省では東京電力福島第一原発での緊急作業時の被ばく限度ステップ 2 完了まで一時的に 250 ミリに引き上げておりました。さらに、極度の緊張を強いられる原子炉が安定しない状態での作業であったことから、このため緊急作業従事者に対する長期的健康管理について専門家検討会の報告に基づいて平成 23 年 10 月に指針を定めて長期的健康管理を実施しています。ステップ 2 完了以降に新たに作業に従事している労働者については他の原子力発電所と同様に法例に基づき事業者が実施する年 2 回の特殊健康診断と一般健康診断等によって健康確保を図っていくことと考えています。④ですが、緊急作業従事者のガン検診は 100 ミリシーベルト超に、白内障に 50 ミリシーベルト超に限定することは先ほど申しました専門家検討会の報告に基づき決定されたものであるため、妥当と考えています。⑤ですが、健康診断の結果については法例の報告様式上、事業所ごとに有所見者数が何人いるのかという報告がなされておりますが、そこには線量分布がついておりません。データベースに登録された情報には線量はあるものの検診の結果が有所見と事業者が判断しているのかどうかというものはついていないため、被ばく線量ごとの有所見率を集計することは困難な状況です。健康相談の内容については、匿名による相談等も多く、現在は事例を収集しているところでして、今後必要に応じて公表については検討していきませんが、現時点では考えていません。⑥ですが、首相の発言の背景や趣旨・意図を厚生労働省で把握しておらず、厚生労働省として見解を述べることは困難ですので回答は差し控えます。

井上：厚生労働省労働基準局補償課の井上です。7 について回答します。ご要望の労災認定事例の開示についてはこれまで放射線障害による労災認定に係る年度別の認定件数ですとか、疾病名について明らかにしてきています。一方で個々人の作業内容ですとか、被ばく

から発症までの期間については請求人の権利・利益が害される恐れがあることから公表は差し控えたいと考えています。放射線障害による労災認定についてはこれまでもリーフレットを配布したり、5種類のガンについて労災認定の考え方をホームページで公開してきているなど周知はしています。今後とも継続して取り組みたいと考えています。各地に労働基準監督署や労働局がありますので放射線被ばくの可能性がある職に着いてその後に健康に被害が生じたり、不安がある場合は相談を頂きたいと考えています。

飯田：それでは皆さんから質問があればお願いします。

鈴木：被ばく労働ネットの鈴木です。前半の部分と重なるんですけど、1のところ、そういうところに電話すると結局は振り分けられる。労働者で遠くから来ている人は地の利もない。それは当てにならないなという風にしか判断されないというのが原発にしても除染労働者についてもそうなんですよね。それと重なりますが、偽装派遣の問題とも絡むけれど、そういう事を言われた業者は上が丸ごと切ってしまう。自主的に撤退したという形を取っていると思いますけれども。そこにいる労働者が丸ごと職を失ってしまう。そういう実態をどう思っているのか。あと除染の方で、冬場に雪で工事が止まったところがあります。正式には休工等って出ていないけれど、噂が流れて撤退している業者とかがいくつもあって労働者の雇用が安定しない状態がずっと続いています。その点をどう考えているかと教えてください。

秋山：最初の相談をした時に、うちがご紹介させて頂いたのは総合労働相談コーナーという部分ですが、実際に色々な相談が原発作業員の方だけではなくて寄せられるわけですが、それに対して法令違反とかについてはいま話があったように、そこですぐに法令違反に対して調査・指導できる権限がありません。そういった部分については労働基準法違反とかであれば監督署に情報提供なりで取り次ぎさせて頂いています。職を無くしてしまうとか不当解雇にあうとかについては総合労働相談コーナーで案内できる制度としては、不当解雇に対して個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導とか斡旋というものを案内させて頂く形になります。雇用が安定しないという部分については職業安定部の方になってくると思うんですが、そういうご相談がフリーダイヤル等に寄せられた場合については紛争解決の制度について案内をさせて頂くとかになってくると思います。施策的な部分で言えば、意見としてはお伺いさせて頂くんですが、現時点で私の方でご案内できる部分は労働相談に対するものについては相談コーナーというところになります。

参加者：去年の今頃、解雇になって寮を追い出されて、家と職が無くなっているんです。そういう場合に、いま相談に乗ってくれるって言ってたけどそんなの知らないし、斡旋って言ってたけど、目の前の飯をどうするんだっていうのは斡旋できなかつたらどうして

れるんですかね。緊急で飯食わしてくれたり泊まらせてくれたりするんですか？年末に向けていま決めてくれないと。働いている人がどうなるかって事を考えてほしいですね。生活保護もその時に受けようと思っていたんですが、原発で働いてましたって言ったら知ったこっちゃねえって言って追い返されたんで、そういうのどう思いますか？関係あると思うんで。

秋山：生活保護の部分とかは私からお答えするのは難しいですが、例えば市役所の方とかをご案内させて頂くとか、そういった労働問題に関してでの民事的な個別紛争とかは斡旋とかをご案内させて頂いていますのでそういった制度を利用して頂くことになります。

参加者：それが決まるまで金が無いんだから飯食えないですよ、それをどうするんですか？

秋山：そういった部分に対してはきちっと市役所等にご案内させて頂くとかをさせて頂くことになると思います。労働相談という部分で言えば、助言・指導とか斡旋というものをご案内させて頂きます。

川本：いま二人が言われているのは、要求項目に対してあなたが一般論しか言わなかったから言ってるんです。じゃあ何で若者の使い捨ての無料相談やったんですか。特殊性があるからでしょう。同じでしょう。特殊性があって、雇うだけ雇って無茶苦茶働かせて。辞めたら逆に損害を受けたから返せとか、暇な弁護士が代理人名で賃金を返せとか言って請求が来たりとか。普通あり得ない話ですよ。払った賃金を返せとか、損害賠償だとかって言うのは。普通は考えられないような対応をしようやつらがブラック企業と言われて日経新聞ですら厚労省がブラック企業ホットラインをやると言って書いたくらいですよ。とりあえず監督署に行って、言ってもらおうとかって言う問題ではないから。いきなりクビになったりとか、宿もないよと。全国から福島に来て、地縁も血縁も無い所で権利主張できない、相談もできないという特殊性があるからそれ向けのフリーダイヤルをやってもらえないかというのを言ってるんです。何回も。一般論を言われても、それでは対応できないでしょうという話をしているんです。できるんですか？フリーダイヤルに原発の労働者から相談来ました？

秋山：相談コーナーには寄せられていますけれども、福島局のホームページから確認できる部分としては除染関係の相談は平成 24 年度で 567 件で、原発については把握してないです。

川本：事故が起きて何年たってるんですか。

鈴木：500 件のうち、何件対応したんですか？

秋山：除染関係に係る相談の概況としてあげられているのが 567 件で、そのうち個別労働紛争についての部分については 10 件の助言・指導の申し入れ申請がありました。

川本：全部解決したんですか？

秋山：現時点で把握していないんです。そういった相談が福島労働局に平成 24 年度はあったという件数です。

川本：そこに解決したかどうかとも書いてないんだよ。その件数くらい見てますよ。

参加者：何が原因でこういう風になっちゃうと思います？クビを切られたり、仕事を失って住めなくなっちゃうというのは、何でこういう風になってしまうと思いますか。まず雇用契約書を結ばないってことなんだよ。そこが第一。例えば 2 年なら 2 年で結んでれば問題ないわけでしょう？それを結んでないんだよ。明日からそこに行けよと。それだけなんだよ。何と何がいるからこういう書類を出せよと。出して、仕事に行ってもここで終わりだよ、明日からいらぬよって言われて終わり。それが現実。ピンハネが多すぎるって事なんだよ。元請の。出ている金額の半分は持っていつちゃうんだよ。それが 2 次、3 次、4 次、5 次に流れていくんだよ。みんなピンハネしてたら一番下にいくら行く？だから一日 8000 円とかで働いてる人間がいっぱいいるって事なんだよ。飯と宿代払って、いくらになるの？そこをあなた方は把握しないとこの問題は解決しないって事なんだよ。だから国でやれって言うてるの。国が一元化をすればいいんだよ。5 次下請まで使うなんて論外だよ。名義を使ってるわけじゃないんだよ。3 次下請に入ったり、2 次下請に入っちゃったりしてんだよ。そうだからあなた方は指導しなさいよって言うてるの。なんで法令化できないわけ？使い捨てだよみんな。安い賃金で。

秋山：いまの内容を私たちが真摯にお伺いした上できちっとそういった部分について理解を深めていく必要があると思います。

参加者：あなたがたがスーツを脱いで、厚生労働省の職員というのを隠して入って聞けばいいんだよ。みんな本音を話すから。あからさまになってくるよ。相当部分把握できると思うよ。

飯田：今日は担当の方がいないので、冬場の除染については持ち帰って伝えて頂けますか？

井上：冬場に作業が止まるという事で雇用が不安定になるという部分についてですよね。持ち帰って安定局の方に伝えさせていただきます。

参加者：解雇って事が起これば対処はできるかもしれないけれども、そういう事が想定されるから前もって何らかの事をしてくださいよと。

川本：要するに人だけ集めて工事が動かんから、待ってとってくれっていったクセに結局なしとか。2月になったら来てくれとか。それを防いでくれと言ってるわけ。

参加者：東北だと雪降ったら除染できないでしょう。その間の雇用を元請がどうやってくれるのかと。それを厚生労働省は指導しろって言ってるんです。そのくらいできるでしょう。生活があるんだよ。

参加者：あと年末年始の対策も、どこでどうすればいいか。それだったらやらないといけない事でしょう。緊急の場面の事だから。それもお願いします。

中村：2の安全協議会を設置したという回答だったんですが、汚染水対策をめぐってどのような形で安全協議会なり安全パトロールがおこなわれているのか答えてもらえますか？要請書では東電、元請、下請事業者とって書かれているんですが、具体的に安全協議会を作ったという事なので、どういう仕組みで作られているのか。

磯崎：汚染水対策でという事での個別にはわからないんですが、それぞれの担当している場所で災害がおこったら報告したり、その対策について報告したりしていると聞いています。

川本：細かい事は把握していないってこと？

中村：全然違うでしょう。汚染水の問題とか燃料棒取り出しの現場とか、それぞれ問われるリスクが違うし、労働者の被ばく線量の平均値も違いますよね。異なる防護策をしないといけないわけでしょう。例えば東電とどこの元請と下請が安全協議会を作ってて、どういう方法で防護策をとってパトロールをやっているのかって事を聞きたいと言ってるの。そもそも汚染水でどのくらいの被ばく線量を受けていると把握しているんですか？

宇野：被ばくのお話ですけど、中には一日数十ミリシーベルトの皮膚の等価線量というものがいってしまう場合がありますので。実行線量ではなくて。そういったことから、きちん

と月間単位で評価するのではなくて、非常に高い方に関しては月の途中でもリングバッジとかをちゃんとみるようにするとかそういった指導はするようにしています。高い人は非常に高くなる場合もあるんですが、低い人は低いんです。結局、場所によって、汚染水がこぼれた量によってベータ線の出てくる量が違ってくるので、目ではわからないので、いっただけ被ばくしているのかわからないので一ヶ月単位ではなく短い間隔でも、場合によっては APD の値をみながら必要に応じてするような指導はしています。

中村：高い基準と低い基準について言うけど、どこを基準に高い低いと言ってるの？平均とか取ってないの？

宇野：線量としてデータは色々と集約はできるようにはなっているんですが、指導したときに見た数字を記憶の範囲でいま言ってるんです。一日 15 ミリとか 20 ミリにいった場合には例えば 30 日働くと 600 とか。皮膚の等価線量は 500 ミリシーベルトが限度なので、そういう環境で毎日働くようなのはよろしくないのではないかということで。APD で毎日見て頂いているんですが、正確な評価値は指先になりますので、指先の値は一ヶ月単位で見ることになっているので、胸で見たベータ線が高い人についてはもう少し短い頻度で評価することを指導しています。

飯田：実際に一日 1 ミリを超えるような恐れのあるような作業については届けを出してやるとなってますよね。

宇野：それは作業届ですね。ベータ線は高いんですけど、一日 1 ミリを実効線量で評価することになります。8月とかで問題になった事例は平均が1ミリを下回るようなものなので、実際に超えている方はいなくて、0.いくつつかかっていう数字なので、作業届の対象になっているものとなっていないものがあります。汚染水問題で被ばくが高いと言われているのはベータ線被ばくのため、我々が求めている実効線量で一日 1 ミリシーベルトに達していない工事があります。実効線量よりもベータ線、等価線量、70 マイクロメートル線量当量が問題となってくるので、それに見合った今のような指導をしています。指先のリングバッジを1ヶ月単位ではなくて、高い人に関してはもっと短い間隔で。

飯田：ただ事前にどういう対策だとかを、作業届で管理はしてるという事ですけど、実際に現場で汚染水対策なんかでベータ線による被ばくというものに対するリスクの高さをどのように事前に対処するかという事について、事前にどんな指導をやっているかという事です。

宇野：まずベータ線に関してはリングバッジというものをきちんとつけて、事前の測定値

をもとにどういう作業で付けるかというような指導は夏よりも前の段階から指導していて、きちんと徹底されています。

参加者：現場の労働者はあんまりそういう感覚ないよ。新聞には高い数字が出ているけど、ベータ線だから関係ないんだって聞きましたけど。

宇野：実効線量に換算すると高くないんです。高い人と低い人がいて、高い人ばかりではなくて、ごく一部に十何名って方がいます。

参加者：実際に高かったとして働いていたら教えてくれるんですか？退職した後にわかったりするんですか？

宇野：働いている方に関しては働いている間、事業所の方で線量記録を記録することになっておりまして、それは30年間まず会社の方で保管されます。実効線量が例えば8月何ミリ、皮膚の等価線量が何ミリっていう記録は会社でされます。それとともに放射線管理手帳の中にも記録されますし、放射線影響協会の方にもその数字がいきます。放射線管理手帳っていうのは基本的に働いている時は会社が持っていますけれども、辞めた後は労働者にお渡しすることになります。法令上は手帳という形に限らず、任意の様式でいいということになっているんですけど、きちんと実効線量や皮膚の等価線量の、

参加者：わかりました。

参加者：汚染水の問題では非常に高線量になるし、かつベータ線の被ばくが問題だという事なんですけど、それって普通の労働者の方々が普段あたまの中に入っている実効線量と全く違うじゃないですか。そっからどういう事が必要かという、じつと事前のところまでブロックする対策を取らないといけないですよね。作業計画であるとか、そのレビューとか、入り口の段階での指導っていうのはちゃんとやっていますか？

宇野：作業一件ごとに関する指導という事だと思んですが、それに関しては監督署での業務量の範囲をはるかに超えるので、そこまで対応はできてないです。そういう体制を取れとは指導しています。

参加者：とにかくベータ線被ばくに関して労働者はそれほど敏感でない、よく知らないって事があるとしたら、結果としてここまで線量が出ちゃいました、じゃあ何かしましょうという事後対策ではなくて、事前のところでは何かプランは無いんですかと聞いているんです。実効線量よりもベータ線の方が作業に関しては、リングバッジをつける事にしていま

すので、作業開始前においてミーティングとかをきちんと作業単位でやっているんですが、その中で注意喚起して頂いていると思います。

参加者：リングバッジでわかることはどれだけ浴びてしまったか、

宇野：違います。リングバッジを付けるという事はベータ線を浴びる可能性がある作業場所なんですよ。リングバッジをつけなくていいところはベータ線が出ていないので。

参加者：ベータ線が出ているところで付けさせて、その結果得られるのは被ばくしてしまったベータ線量なわけですよ。結果は重要なんですが、作業の前段のところ作業計画書のチェックを適宜入れるとか、作業のガイドラインを定義するとかは考えてないんですかと言ってるんです。

宇野：作業開始前にきちんとチーム単位でどういう風に作業を進めるかという打ち合わせをして頂いていると思うんですが、その中でリングバッジを付ける作業というのはベータ線が出ているわけですので、どの辺が高いところとか、そういうのをきちんと聞いた上で気をつけながら作業をして頂くという事が一番の対策になるのではないかと思います。

飯田：月一回、臨検の監督とかをやっているという話でしたよね。それは実際に継続してやっているんですか？

宇野：やっています。

飯田：富岡の監督署、あるいは福岡労働局から月一回現場のパトロールも含めてやっているという事ですか？

宇野：現場の遵守というのと、福島局からですと遠いので二日懸かりになります。現場の確認というのは実働 2 時間くらいですけど、実際には 6 時間とか取られるので、終わった翌日に事業所を呼び出して話を聞いたり、福島原発ではなくて東芝とか日立 GE の事務所に行っただけを見せて頂くとか、どこを選ぶっていうのは色々な観点で選びますので、調査の立ち入りの関係上どこに行っているとは言えませんが、そういう感じでやっています。

飯田：それは主に安全対策という事が主眼なのか、

宇野：中には残業 2 時間規制とか、そういう観点で調査したり、一般労働条件もあります。

飯田：行かれるのは監督官であったり、衛生専門官であったりという形ですか。

宇野：稀に私も行かせてもらう場合もあります。

飯田：稀にじゃなくてももう少し行けばいいじゃない。

宇野：そうですね。年に数回は行きたいなど。私はまだ免震重要棟までしか行ったことがないので、その先は近いうちに行きたいと。

参加者：行くときに抜き打ちで行ってるんですか？

宇野：労働安全衛生法上、監督は予告無く行くという事はできるんですが、どこに高い線量があるのかっていうのは実際に我々は見てもわからないわけですので、予告なしでは行っていません。効率的にまわるという観点で事前に、

川本：100パーセント事前じゃなくても、10回に1回くらい突然行ってもいいんじゃないのかと言ってるの。そういう工夫をやってほしいと。

参加者：先ほどから等価線量とか実効線量とか出てますけど、労働者に教育してますか？

宇野：労働安全衛生法の特別教育の中で人体に関する影響というのがあって、半日か一日か教育するというのは決まっています。新規入場時に特別教育を受けることになっていきますので、いま徹底して教育をやっていきます。

飯田：東京電力というか、Jビレッジでやるんでしょう？

宇野：東京電力が開催している所で受けるのが大多数だと思います。

飯田：その時のテキストだとかそういったものはあるわけですね。

宇野：もともと震災前に作られた標準的なテキストっていうのがあるんですけども、福島原発の場合、明らかに汚染されてる場所とかも多いので、福島第一原発の中のルールも盛り込んだ形でやっていると聞いています。

参加者：いや、やっていないと思いますよ。俺、受けたもん。パンフレット使いまわしだよ。答えも全部書いてあったよ。そのまま丸を付けたら全問正解だもん。等価線量って

うのもいま初めて知ったもん。それもやってたかもしれないけど、知らなくても受かるから。ゲームやってても寝てても。受かるまで何回も受ける。

参加者：前半の話でもあったけど、福島労働局が違反の摘発とかの数字をあげていると言ったけど、その中に今年の7月のあれでは講習自身をやっていないっていう摘発はかなり大量に出ていますね。除染も含めて。その後も労働者に聞くと2時間で終わったよとかいっぱい聞いてます。

参加者：今日から中止だよ。そうじゃないと安全守れないじゃん。法律守るのか人を守るのか、それとも違法でもいいから収束作業を進めるか。たぶん今日もやってるよ、テスト。

参加者：実態が違うってことなんですよ。皆さんが思っていることと、現場に入っている作業員ってのは皆さんが思っているように法例を遵守してやっているかと思ったら実際はやってない。だから身分を隠してやった方がいいって。工事現場もみんな同じようなもんですよ。僕も原発は行ってないけど色んな工事現場で働いてるから。大手のスーパーゼネコンの下請でやってきたけど、みんなおごなりですよ、実際問題として。安衛法なんか守っている業者なんて100あれば1あるかないかですよ。

宇野：先ほど言ったような立ち入り調査の場などを活用してきちんと確認していきたいと思います。

中村：安全協議会ができたとか、定期的安全パトロールがおこなわれているっていうのは少なくとも汚染水で働いている人たちには全く伝わってないですね。毎朝ミーティングやってるってのは聞いてますけども、皆さん知りませんよ。確認した方がいいですね。答えてもらってないけど、どういう形で安全協議会って作ってるんですか？東電や元請は入ってるんですか？3次下請まで入ってるんですか？

那須：正式名称と構成員を教えてください。

中村：それがわからなかったら安全協議会もへったくれもないでしょう。働いている人に報告もしていないんだよ。信用できないでしょう。

磯崎：協議会なんですけども、正式名称をメモしてきていないのでお伝えできないんですが、メンバーとしては東電であったりと聞いていますが、何次までというのは把握できていません。

阿部事務所：後で阿部事務所に連絡ください。

飯田：それ基本中の基本じゃないですか。そういった情報を持たずに作ってますっていうんじゃない回答になってないですよ。

中村：これだけ被ばく線量が高いと言われてるわけだから、それくらいの事を質問されると考えるでしょう。

那須：協議会で話された中身の議事録みたいなものは公開されているんですか？

磯崎：公開されてないはずですよ。

那須：メンバーは厚労省の方とかは入ってないんですか？

磯崎：報告を受けているとは聞いていますが、メンバーというのは聞いていません。

那須：先ほどの話だと各担当部署での事案なんかが報告されてるみたいな話だったんですが、連絡協議会なわけだからある意味では担当部署が違う業者なり、部局が集まっているわけでしょう？それで横断的に問題の確認と情報共有をしないと意味がないと思うんだけど、例えばこの前 4 号機の使用済み核燃料プールから燃料の取り出しがはじまりましたよね。東電は落とさないように慎重にやるって言ってるけど、一歩間違えたら大きな事故になる可能性があるわけですよ。少なくともそういう事案というのは例えば何月何日にどういう作業がありますというのが、あそこで働いてる 3000 人に伝えられるべきだと思うんですが、僕が情報をもっている労働者は汚染水絡みで作業していますけれども、燃料棒取り出しの事は全然知らなかったんですよ。報道ではじめて知るような感じです。しかも、H エリアとか G エリアって共用プールのすぐ隣じゃないですか。G エリアなんか逃げようと思ったら共用プールの横を通るしかないでしょう。それでも、その日にそういう作業が始まったことは知らないんです。1F の中で働いている労働者の中で全体の収束作業なり廃炉作業でどういう事がおこなわれていて、どういう時期からどういう危険性があるかというのが全然伝えられていなくて、朝のミーティングでやられているのは今日その労働者がやるって事が指示されている仕事の中身だけなんです。その中で安全確認だなんだっていうのは足りないと思うんですよ。連絡協議会っていうのがあるんだったら何でそういうところでやらないんですか。構成メンバーも正式メンバーもわからないようだと、中身をどんな話されてるのかわからないんだらうから仕方ないけど、とにかく働いている労働者が全体の進捗状況の中でどんなことが起きているのか、どういう危険性があるのかというのが共有できるような形で枠組みを作るなりしてください。東電がやるのか、厚労省が直

接なかに入ってやるのか知りませんが、どういう対応をしましたというのを次回でいいから教えてください。

飯田：基本は8月10日の通達に基づいてさっきおっしゃってましたが、東京電力が元方的な責任者となって連絡調整もやるという事になってますので、そういう意味で言うと、東電が入ってその下にゼネコンや下請が入るという構造だと思うんですが、そこはきちっとした情報を国として把握した上で次回に回答してください。

中村：みんな言ってますよ。燃料棒の取り出しで事故が起きたら俺たちはどこに逃げたらいいんだって。働いてる人は。

飯田：始まる前に臨検したんですか？4号機の燃料取り出しについては。まかり間違えば大変な事になるっていうのは想定できますよね。労働者がどう退避するか、高線量の被ばくをどう防護するか。そういうのは事前に届出ありましたか？

宇野：作業届とは別ということでは把握できていません。

中村：把握できてないって、そんなのやってるわけじゃないじゃない。

飯田：それはやっぱり困るよね。監督としても困るんじゃないですか？把握できてないって事は何か起こったときにじゃあ労基はどうするのって話になるじゃないですか。どうやってあそこの労働者を退避させるの。そうなりますよね。危険なわけだから。その事に対して次回、質問しますから具体的な回答をお願いします。

建部：仕事の中身がだんだん変わってきてるでしょう。いま始まったのは燃料取り出し。次に予定されてる大がかりなのが溶けてる燃料の取り出しに向けての計測で、そのための建物の中の除染をしないとイケないので、それが今後は大部分を占めていくようになってますよね。そこに予定外の汚染水の問題が入ってきて、全体がどうなるかわからないんですけど、それぞれに新しい作業がおこってきているんでそれにどんな危険があるのかという事は厚労省としてもきちっと把握する必要があると思います。燃料の取り出しがはじまっているのにまだそこらへんがはっきりしてないのは後手に回りすぎているんじゃないかと思えます。前半部分で出ていたロードマップがあって、色んな作業も想定されているわけだから、実態を把握するというのは基本的なことじゃないですか。次回待たずに出してください。

中村：言ってることでたらめじゃん。工程調査が何もできてないわけでしょう？燃料棒取

り出しはじめてすぐそこで汚染水対策はその前からやっている。規制庁が、これは重大な事故が起きたら大変なことになるんだというまでやっているのに、労働者には燃料棒取り出しをやる日すら伝えていないし。事故が起こったらどうしたらいいかわからない。何も言われてないよ。

飯田：次回、いま言った我々の問題提起といいますか、想定されるべき 4 号機の取り出しの作業に関連する事故や高線量の被ばくをどうするか、退避をどうするかということについて、どういう事前の検討をされて、東電や関係業者に指導なり報告を求めているのかという事も含めて、早急に回答をください。阿部先生の方で結構です。

鈴木：5 の長期的健康管理の件なんですけど、長期的健康管理の体制をせっかく作ったので、ここは充実させていくべきだとは考えています。ただ、現状は足りていない、1 つは被ばくの線量でもって、もう 1 つは期間でもってされています。被ばくの管理に関しては、前半の健康管理手帳の話でもあったんですが、被ばく管理の徹底で対処していくとしていくという回答なんですけど、実態として被ばく管理は徹底されていないし、なおかつ事故当初においては線量すらどれくらい浴びたかが全くわからない状態であるので、線量で切るというのは根本的にはおかしいのでそこは見直すべきだと思います。汚染水の話もありましたが今後、何が起こるかわからない状態である中で、収束状態にあるという根拠のない発言でもってそれ以降の作業員は対象にならないとなっていますが、そうではなくてこれからもどういった事故が起こるかわかりませんし、現実に色々な問題が起きていますから、そこも期間で区切るのではなくて、いまの廃炉に向けての作業に従事する全ての労働者を対象にすべきだと思います。5 の⑤で、長期的健康管理の実施状況について公表されていますが、その中で実際に公表されたデータでは、相談件数が 173 件あって、そのうち現在の健康状態についての労災適用の可能性についての質問が 24 件。7 分の 1 くらいはいま実際に健康状態に何らかの不安があって、あるいは何らかの病気が発症していて、それと労災適用に関しての相談があるということですので、これは重くみて頂きたいと思います。いま言った現在の健康状態についての労災適用の可能性について中身を厚労省の中で把握しているのか。数字だけなのか、具体的にどれくらいの線量を浴びて、どういう作業をしていて、どういう健康不安、どういう病気にかかっているかについての質問の具体的な中身を把握しているのかどうか。把握しているのであれば、それに対する回答をきちんと外部から検証可能な状態にしないと福島県の健康調査みたいに実際に甲状腺ガンが発症しているのにも関わらず、あれは事故とは関係ないという事でばっさり切り捨てられてしまっていますから、そういったことを外部から検証することが必要だと思います。公表をして頂きたいと思います。

宇野：健康相談の 173 件に関しては、1 件ずつデータベースに名前が寄せられた方について

は記録としてとっています。名前は言いたくないんだけどもという事で頂いている前提での相談もあります。そういったものについては、どういう作業をしていたのかが難しいです。健康相談の具体的な事例に関しては、事例がある程度収集した段階では事例集のようなものを作って公表していくことを考えているんですが、頂いているご指摘は個別について検証するって趣旨ですか？

鈴木：特に労災適用の可能性まで踏み込んで相談があるという事は統計上の数字として云々ではなくて、1人ひとりが実際に健康不安を抱えていたり、病気になっていて相談をした可能性がありますので、どう対応したかという1件ずつの内容が重要という事です。

宇野：労災の請求をしたいという相談がある場合には、監督署に請求すること、どういう種類があるのかを説明はしています。中には、自分は労災にはあたらないかもしれないけれどもお話をされているんですけど、するしないの判断は本人なのでうちの方で必ず監督署に連絡くださいねという確認はとっていません。

川本：いま言ったようなことをちゃんと公表してっていう事を言ってるんです。風邪ひいたけど労災になりますか？っていう相談が10件なのか、白血病みたいな症状が出てるんだけどみたいなのが10件なのか何が何もわからなかったら困るよと。24件っていうのはものすごく多いという印象を受けているから言ってるの。2件とかだったら何も言いませんよ。何も言わんことはないけど、24件もあるというのは、こんなにそもそも具合の悪い、悪そうだったというので相談してるのはものすごい数でしょう？

宇野：うーん。

川本：いや、少ないと思ってるならいいけど。少ないなら、なおさら出してくださいよ。

鈴木：労災適用の可能性まで踏み込んでいる質問だったらそれはかなりのものだと思いますよ。

宇野：今後、それは事例を収集しながら検討していきたいです。

川本：いつ頃になりそうですか？

宇野：年度単位で報告をもらっているのと、1件ずつ個別に健康相談受託業者の方でデータベースに入力はして頂いているので、類型化して集計するのはできるのですが、数がどのくらい集まった段階でするのかという検討を含めて、今後検討していきたいです。ただ明

確な期日をもって決めてはいません。

川本：早くやってください。どの部分まで公表するかはともかく。もうだいぶ経ってるじゃないですか。

宇野：この事業は24年の3月からです。

川本：ちょうどいいじゃないですか。一年以上経ってるんだから。1年ごとに出してください。

宇野：いつの段階で出すというのはまだ決めていないですけど、出す方向では考えています。ただ、いつの段階でっていうのはお約束できないです。そんなには遅くならないと思いますが。

飯田：その意味で言うと、せっかくこの制度を作ったわけですよね。運用をはじめて、データベースに相談内容も登録をしているという事ですよね。昨日、阿部先生も厚生労働委員会で質問はして頂いたわけですが、大臣の答弁は非常に中身の無い答弁だったんです。さっきご回答頂いた内容もそうだったんですが、この対象を単に極度の緊張を要したからその当時の人たちについては長期的な健康管理制度にのっけましょうと。それ以降については現行法の体制の中でやりましょうというので切り分けているけど、実際に福島第一って他の原発と違うじゃないですか。まだ非常事態が解除されてない中で、ほかの原発とは違いますよね。

宇野：平均線量とかで比べると違うんですが、現行法の枠組みの中で対応できる線量レベルであるとの認識です。

飯田：ただ状況は違うんですよ。今はたまたまそうなっているかもしれないけれど。

建部：現行法の枠って言うけれど、今まで事故がなかったときの疫学調査があつて、そこでも影響が出てると。影響協会は否定しているけど、全ガンで線量と比例して増えているという結果も出ていて、それと違う10倍くらいの被ばくをしてるような状態は絶対出ますよ。何十年か経ったら。間違いないですそれは。今まででも出ているんだから。事故のない原発の中で働いた人たちの中からそういうデータは出てきていて、誰もが認めざるを得ない事態になるのは見えていますよ。生活習慣とかごちゃごちゃと問題を持ち込んで、わけわからなくして凌いでいるわけでしょう。そうじゃない状況がおこってるんだから。今までの枠内でできるという判断がおかしいですよ。全体をみてないですよ。

参加者：おれ収束宣言後に 20 ミリ浴びてるけど 1 ヶ月に 2、3 ミリで労災でやってるのが 5.2 ミリとかってありますよね。そしたら心配になるし、極度の緊張状態にないって言うけど、地震とかで飛び起きてたし、駆けずりまわってたし、指輪のやつとかもあなたが行かないような所ってなんでいけないの？って。汚染水が出たって事も作業員の被ばくが多くなったとかで気づいたり、かぶったりして、そういうのは緊張状態にあるのは当然だと思うんですけど、そこらへんはどう思っているんですかね。緊急作業従事者以外にもやらないと俺も心配。緊張しまくってるし、今でも地震とか起きたら飛び起きるよ。寝てても仕事の中の事だと思って。精神的にきてるよ。どうする？

飯田：専門検討会で決めましたっておっしゃってるけれど、もう一回、この制度をどうするかって、集まって再検討なりして登録証は全ての人に発行すべきですよ。データベースをちゃんと残して記録しないと。こういった方たちが将来どうなるか不安に思って仕事をされているわけですよ。緊急作業従事者だけがそう思っているかと言えばそんな事はなわけですよ。そんなにお金がかかるわけでもないでしょう。予算が必要なわけじゃないじゃないですか。そこはもう 1 回やってください。阿部先生の質問に対しても大臣は中身のある答弁をしてないですよ。少なくとも厚生労働省の範囲でできるじゃないですか。東電だって希望者にガン検診を受けさせているんでしょう？線量に関わらず実態としては。50 ミリ超えて無くても。

宇野：私の聞いている話では 5 年間で 50 ミリシーベルトを超えた方を対象に、希望者に受けさせていると聞いてますが、それ以下の方に案内を出しているというのは初めて聞きました。

飯田：それは確認してみてください。

参加者：メンタルの関係も東電と下請けで違うのでよろしくお願いします。

宇野：東電から聞いている話としては、福島第一原発構内にいる方に対して相談が受けられるように窓口を設けたと。

参加者：それやってるけど意味ない。誰もしない。そんな事をやったらクビになるもん。

飯田：最後に色々と言いましたけど、お答えをもらってこの場は区切りをしたいと思います。特に長期的な健康管理制度についてもっと拡充を図れと。あまりにも中身のない大臣答弁も聞いたので。現行法で全てが管理できると認識しているのはおかしいと。

宇野：現行法の枠組みの中でできるという認識でやっています。

建部：それはおかしいです。

中村：何にもやられていないじゃないか、実際に。

建部：疫学調査とかそんなの全然考えてないでしょう？

中村：放管手帳だって返してもらえない労働者いっぱいいるぞ。事故直後に働いていて。

渡辺：データベースに登録されている自分の線量についても疑問を持っている人がいっぱいいますよ。内部被ばく評価で問題が出てこないと、絶対におかしいって。自分は 0 のはずがないのに 0 とされてるといふ労働者の声をいくつも聞いてます。疑問があったら調べ直してもらえるような事をきちんとしてください。

中村：法のもとって言って、法のもとに何もできてないよ。雇用関係だって安全対策だって。それを是正する力がないんじゃないか。現実をみなよ。

飯田：月一回、臨検に行ってもらっていると思うけど、それだけではわからないところをこういった場で指摘し、問題定期をしているわけです。

渡辺：この交渉は 11 回目なんですよ。それだけ話し合いを重ねているんだから実のあるものにしてほしいんです。

飯田：ちゃんと受け止めてもらわないと、有意義な話し合いにならないと思いますよ。きょとんとされているようだけど、ちょっと考え違いですよ。

川本：なんでデータベースの登録率がこんなに低いのか？

宇野：現在 80 社くらいの元方事業者に提出するように促しておりますが、数字としてはちゃんと出していないんですが、かなり高い割合で実施されておりました。つい最近の話です。

川本：それは 8 月 9 日に発表してから頑張ってやりましたって事でしょう？

宇野：やらせたっていうか報告を頂いた。検診をもともとやっていたのを出していなかった

たと。

川本：なんで出してなかったの？

宇野：省令改正について知らなかったという話が多かったです。

川本：事業者が知らなかったら労働者はもっと知らないよね。さっきも何回も話が出ているけど。法律通りやってて上手くできるって言って、やってるんだったらいいけど、やってないから何回も言ってるんですよ。しかも法律では不十分だとさらにしてるんだよ。

宇野：今回、未提出があった事業所に関してはきちんと出すように指導していますので、今後の分に関しては、

川本：その結果は報告されるんですか？東電の眼の検診希望してるのに受けてない人何割いました？覚えてます？東電は希望制だから別に受ける義務は無いんですって。法律通りやってますって言いましたよ。希望してる人で受けてない人はいないんですかって聞いたら、いましたって。そういう実態だと思いましたよ。皆さんが作った枠の中でも十分にやられてなかったでしょう？なおさらちゃんとやらないといけないとなるのに。

宇野：ですから、それについては今後、指導していきます。

川本：じゃあ結果も報告してくださいよ。結果もこうだったと。もともと我々は仕組み自体に無理があるって。ちゃんとやってるかやってないかもわからないようなのに任したから悪かったんですよ。最初から国がちゃんとやればよかったんですよ。

飯田：今日の交渉はこれで終わりにしたいと思います。宿題が 2 つあったかと思います。安全衛生の協議会の枠組みについてももう少し詳細な情報をきちっと調べて伝えて頂くこと。できればどういう中身かというのを把握できる限りにおいて伝えて頂くこと。もう 1 つは 4 号機の燃料取り出し作業をはじめとする高リスクな作業がはじまっている中でそこで働く人たちの被ばく対策や緊急時における退避とかを事前にきちっと厚生労働省で対策を協議されているのかどうか。これがお答えの中でなかったという事です。本来であればそういった作業は労基の管轄のもとにおいて計画されなければいけないにもかかわらず、もし無いとすれば極めて危険な事をやっていると言わざるを得ないですよ。労働者にとっても。それについては改めてどういう事になっているかこちらもまとめたいと思います。次回の交渉の場でもこれについては質問したいと思います。

阿部事務所：それは文書で頂けるという理解でよろしいですか？うちの事務所を通して。どういう形にすれば回答を頂けますか？

宇野：それは相談して決めたいと思います。

阿部事務所：質問主意書にすればいいんだったらそうしますけど。

宇野：質問主意書は大変なのでちょっとご相談させてください。

中村：安全協議会の図とか作ってあるでしょう？

飯田：今日はありがとうございました。